

| | 分類 | 質問 | 回答 |
|----|------|--|--|
| 1 | 応募要件 | 取組の中核となる技術・サービスが現在開発中のステータスであっても、「GX実現に資する取組の実績を有していること」の要件を満たしているか。 | 取組中であれば、要件を満たします。 |
| 2 | 応募要件 | 東京都の入札参加資格がなくても応募可能か。 | 可能です。 |
| 3 | 応募書類 | 「(2) 応募書類の提出」に記載の各項目につきまして、公募の事業内で連携・関連する構成企業なども同様に提出する必要はあるか。 例えば、グループ会社や外部の企業と共同で研究開発を行うことや、外部企業の市場調査などを受けることも想定している。 | 委託契約を結ぶ等で契約・金銭の支払い等が生じる相手方の場合は、構成企業ではないため、提出は不要です。 |
| 4 | 対象経費 | ” GHG削減を目指したトラック輸送事業（輸送サービス）” の開発・社会実装を想定する場合、車両運行に必要なカーボンニュートラル燃料の購入費は科目「1. 原材料・副資材費」として処理可能か。 | ご認識のとおりです。 |
| 5 | 対象経費 | 「2. 外注・委託費」について、親会社、子会社、グループ企業等関連会社等へ委託された経費は対象外という記載がある。これは関連企業へ設計や評価を委託した場合の支援は受けられないということではなく、「3. 直接人件費」の注意事項に記載されている制限のもと直接人件費として計上することは可能という理解でよいか。 | 外注・委託費については、ご認識のとおりです。 直接人件費を計上するためには、構成企業に含まれている必要がありますので、ご注意ください。 |
| 6 | 対象経費 | 試作だけでなく、量産品（社会実装時の販売製品）を製作するための金型などの設備導入費も対象になるか。 | 対象となります。 |
| 7 | 対象経費 | コスト抑制の観点から外注をせず、社内の製造チームが対応する場合、この作業に関わる費用を補助金の対象経費として予算計上することは可能か。また、製造による人件費は、直接人件費の予算上限（短期事業の場合は1,000万円）の枠内ではなく、別枠の経費として計上することは可能か。 | 対象経費に該当する項目があれば、対象経費として計上することが可能です。なお、人件費の上限については、別枠等はありません。 |
| 8 | 対象経費 | 構成企業に対し、「1. 原材料・副資材費」や「2. 外注・委託費」の支払いは可能か。 | 構成企業とは、共同で事業に取り組む座組を行う企業等であるため、構成企業内での原材料・副資材費や外注・委託費の支払いは想定しておりません。 |
| 9 | 対象経費 | 予算に対する外注費比率の上限値などはあるか。 | 特段上限等は設けておりません。 |
| 10 | 資金計画 | 申請時点の計画経費額と支払実績額に乖離（上振れ等）が発生した場合、合計額が上限額を超えない範囲であれば実績ベースでの経費精算が可能との理解で認識相違ないか。 | 実績が計画を上回った場合でも、計画変更の手続きが必要となる場合もありますが、協定金の上限額までお支払い可能です。 |
| 11 | 資金計画 | 協定金の対象年度は、発注時期or検収時期によってカウントされるか。 | 検収時期によってカウントします。 |
| 12 | 資金計画 | ①□品名」の書き方について、” 装置” が2点の構成品からできている場合、” 装置” として記入しても良いか。 ②購入先が未定の場合は、『未定』と記入しても良いか。 | ①仕様欄等を活用し、「装置」の概要や構成がわかるのであれば、「装置」との記載で構いません。 ②未定の場合は、未定で構いません。 |
| 13 | 資金計画 | 実験の目的として材料選定が含まれるため、資金計画の中に購入先の記載が難しいものがあります。その場合、購入先をブランクにする事は可能か | 未定とご記載ください。 |
| 14 | その他 | 「提案に当たっては事前に関連企業等の了承を得てください」という文言につきまして、以下のよう に解釈している。 本記載における「関連企業等」とは、本支援事業において弊社と連携して提案を行う事業者、または弊社からの外注・委託等により本事業に協力する企業を指す。一方で、例えば本支援事業の提案時点において、社会実装化の一環として弊社が機器を納入する可能性のある企業が存在する場合でも、当該企業が現時点で弊社の提案を採用するか否かを決定していない段階であれば、「関連企業等」には該当せず、事前の了承取得は不要である、という理解で差し支えないか。 | ご認識のとおりです。 |